

## 【第3号議案】

### ◆令和4年度活動方針（案）◆

#### ＜基本姿勢＞

人権の世紀において、私たちは、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生き、参画することのできる共生社会」の実現に向けて、様々な取組みを行っています。一方で、少子高齢化や情報化、国際化が進み、社会の多様化が進展する中で、格差や孤立化といった問題が指摘されており、さらには、インターネットへの心無い書込みや新型コロナウイルスの感染者に対する差別事象など、新たな人権問題への対応が求められているところです。

このような中、近年、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざすSDGsの取組みが世界的に進められ、わが国においては、「人権三法」など個別の人権問題に関する法整備が進められてきています。また、河内長野市では、これらを踏まえ、令和3年に人権施策基本方針と人権施策推進プランの見直しを行い、河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例が掲げる「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」の実現を、より一層進めることとしています。

本協会としても、令和4年度においては、SDGsの精神や国の情勢を踏まえた河内長野市の取組みと連携を密にし、各種人権啓発事業に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症にかかる差別防止、困りごとへの対応を図りながら、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与していきます。さらに、様々な事業を通じて社会の実情を直視し、関係機関や各種団体と協力のうえ、多くの方々の心に訴え、すべての市民の人権が尊重されるまちづくりに向け、相互に共存し得る豊かな共生社会の実現に事業展開を図っていきます。

#### ＜重点活動方針＞

##### ●人権・平和啓発推進事業

広く市民に対し、同和問題をはじめ女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・同和問題・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症・インターネットと人権・性的マイノリティ、そしてウクライナ情勢等あらゆる人権問題と平和に関して、各種講演会を通じ、あるいは時機を捉えた催しの中で、今日的課題を含め人権・平和に関して広く啓発事業を実施する。

##### ●相談事業

参画団体間や行政等関係機関とのネットワークの強化に努め、常設実施している人権あれこれ相談、相談支援員（CSW）による相談および進路選択にかかる支援相談等の各種相談事業を通じて、相談事業の充実に努める。また相談の背後にある諸課題についても考察を深める。

### ●指導者養成事業

関係団体との連携協力のもとに、各種の人権研修等を通じ、会員の資質向上を図り、地域等において人権推進活動を進めていけるようあらゆる機会・場所をとらえ、知識・技術・態度等総合的に対応できるリーダーの養成を組織的計画的に行う。

### ●地域等活動推進事業

学校や公民館等を活用した人権ふれあい講座の実施に努めるとともに、地区（校区）福祉委員会等地域団体や個人会員の組織化を推進することにより、更なる地域資源の活性化を図り、人権草の根活動を促進する。

### ●新型コロナウイルス感染症差別防止事業

新型コロナウイルス感染症に起因する差別的取扱いについて実態把握し、感染者等に対する相談支援を図るとともに、感染者等に対する誹謗中傷等による人権侵害を防止し、感染者等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

### ●女性相談つながりサポート事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、専門カウンセラーによる相談や講座形式の居場所づくりを実施する。

### ●その他事業

大阪府人権協会を始めとする人権関係諸団体との連携協力を図り、各種事業の充実と関係事業への積極的な参画を図る。